C_{23} ＝ 0.02825
C_{24} ＝ 0.029
C_{25} ＝ 0.029
C_{26} ＝ 0.029
C_{27} ＝ 0.028
C_{28} ＝ 0.0271
C_{29} ＝ 0.0214
C_{30} ＝ 0.02169
$C_{令元}$＝ 0.00064
$C_{令2}$＝ 0.00107
$C_{令3}$＝ 0.00144

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03702
E_{21} ＝ 0.03926
E_{22} ＝ 0.03935
E_{23} ＝ 0.03955
E_{24} ＝ 0.041
E_{25} ＝ 0.041
E_{26} ＝ 0.040
E_{27} ＝ 0.039
E_{28} ＝ 0.0379
E_{29} ＝ 0.0299
E_{30} ＝ 0.03036
$E_{令元}$＝ 0.00090
$E_{令2}$＝ 0.00149
$E_{令3}$＝ 0.00202

算式ＸⅢ

$$\sum^{令3}(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum^{令3}(D_n \times E_n) \times 0.018 + F_{21} \times$$

C_{23} ＝ 0.031
C_{24} ＝ 0.029
C_{25} ＝ 0.030
C_{26} ＝ 0.029
C_{27} ＝ 0.028
C_{28} ＝ 0.0218
C_{29} ＝ 0.0214
C_{30} ＝ 0.00105
$C_{令元}$＝ 0.00064
$C_{令2}$＝ 0.00107

D_n　地防法第４条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.03711
E_{21} ＝ 0.03930
E_{22} ＝ 0.03940
E_{23} ＝ 0.043
E_{24} ＝ 0.041
E_{25} ＝ 0.041
E_{26} ＝ 0.040
E_{27} ＝ 0.039
E_{28} ＝ 0.0305
E_{29} ＝ 0.0300
E_{30} ＝ 0.00146
$E_{令元}$＝ 0.00090
$E_{令2}$＝ 0.00149

算式ＸＶ

$$\sum^{令2}(B_n \times C_n) \times 0.018 + \sum^{令2}(D_n \times E_n) \times 0.018 + F \times$$